

平成30年著作権法改正に伴う政省令改正の概要 (原則として平成31年1月1日から施行)

1. 国立国会図書館による絶版等資料の送信

- 改正法では、国立国会図書館が、国内の図書館等に加え、「これに類する外国の施設で政令で定めるもの」に対して絶版等により入手困難な資料を送信することができる旨、規定。
- これに基づき、外国の施設として、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で、図書等を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、以下の要件を満たすものを規定する。
 - ① ベルヌ条約（※著作権に係る基本的な条約）の加盟国に所在すること
 - ② 司書等に相当する職員が置かれていること
 - ③ 国立国会図書館との間で、著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項等について協定を締結していること

2. 視覚障害者等のための複製・送信

- 改正法では、「視覚障害者等（肢体不自由者を含む。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」が、視覚障害者等のために録音図書の作成等を行うことができる旨、規定。
- 政令で定めるものとして、現行では、（1）障害者施設や図書館等の公共施設の設置者及び（2）文化庁長官が個別に指定する者が規定されているところ、適切な体制を有するボランティア団体等を広く対象に含めるため、新たに、以下の要件を満たす者を追加する（当該者は、文化庁長官の個別指定を受けずとも録音図書の作成等が可能となる）。
 - ① 技術的能力及び経理的基礎を有していること
 - ② 著作権法に関する知識を有する職員が置かれていること
 - ③ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していること
 - ④ 団体の名称・代表者の氏名等を文化庁長官が定めるウェブサイトで公表していること

3. 美術品等の画像の複製・送信

- 改正法では、美術品等を展示する者及び「これに準ずる者として政令で定めるもの」が、展示作品に関する情報提供のために画像の複製・送信を行うことができる旨、規定。
- これに基づき、政令で定めるものとして、「国若しくは地方公共団体の機関又は営利を目的としない法人で、展示者の同意を得て、展示作品に関する情報を集約して公衆に提供する事業を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの」を規定する。

4. 電子計算機による情報創出サービスの提供

- 改正法では、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見・情報を創出するサービス等を提供する者のうち、「政令で定める基準」に従う者は、一定要件の下、著作物の軽微な利用等を行うことができる旨、規定。
- これに基づき、政令で定める基準として、以下の基準等を規定する（このうち一部の事項は省令で規定）。
 - ① サービスに使用するデータベースに係る情報漏えいの防止のための措置を講ずること
 - ② サービスが改正法の要件に適合したものとなるよう、事前に学識経験者に対する相談等の必要な取組を行うこと
 - ③ インターネット情報検索サービスを行う場合、ID・パスワードにより受信が制限された情報や、業界慣行に沿って情報収集禁止措置がとられた情報を使用しないこと（現行規定を踏まえた基準）

5. 権利者不明の場合の裁定制度

- 改正法では、権利者不明の場合に文化庁長官による裁定を受けて著作物を利用できる制度に関し、国、地方公共団体その他「これらに準ずるものとして政令で定める法人」（権利者が現れた場合に、確実に補償金を支払えることが制度上担保されているものを想定）は、事前の補償金の供託を要しない旨、規定。
- これに基づき、政令で定める法人として、①独立行政法人、②国立大学法人及び大学共同利用機関法人、③地方独立行政法人、④日本放送協会を規定する。

6. ICTを活用した教育の推進

- 改正法では、ICTを活用した教育を推進するため、予習・復習用の教材のメール送信やオンデマンド授業のための教材の送信等について、一定の補償金の支払いを条件に、権利者の許諾なく行うことができる旨、規定。
- また、この補償金は、文化庁長官が全国で1つに限って指定する「指定管理団体」が徴収・分配等を行うこと、「指定管理団体」の業務等に関し必要な事項は、政令で定める旨、規定。
- これに基づき、「指定管理団体」の業務規程に記載すべき事項や、業務の休廃止の際の手續、不適切な対応があった場合の指定の取消しなど、適切な業務執行を担保するために必要な規定等を設ける。
※本改正は公布から3年以内に施行

7. インターネット等による公表

文化庁長官が権利制限の主体の個別指定を行った際の公表方法について、官報による告示から、インターネット等による公表に改める。